

御堂筋完成 80 周年記念事業推進委員会 規約

(名称)

第 1 条 本会は、御堂筋完成 80 周年記念事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 推進委員会は、御堂筋が完成後 80 周年の記念の年にあたる平成 29 年において、これまで御堂筋が果たしてきた役割・功績を振り返るとともに、人中心のみちへと再編をめざす今後の御堂筋の道路整備を展望し、新しい官民連携の取組みをスタートさせることを目的とする。なお、推進委員会の事業は、収益を目的とするものではない。

(事業)

第 3 条 前条の目的により設置する推進委員会は、次の事業を行う。

- (1) 御堂筋完成 80 周年記念事業（以下「記念事業」という。）全体の企画及び実施に関すること
- (2) 企業、その他各団体の協賛行事の誘発及び支援に関すること
- (3) その他記念事業の円滑な推進に関すること

(組織)

第 4 条 推進委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第 5 条 推進委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
 - (2) 副委員長 1 名
- 2 委員長は、大阪市長の職にある者をもって充てる。
 - 3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副委員長は、大阪市建設局が所管する事務を担当する大阪市副市長の職にある者（以下「大阪市副市長」という。）をもって充てる。
 - 5 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長が事故その他やむを得ない理由により推進委員会に出席できない場合は、その職務を代行する。
 - 6 役員任期は、選任の日から推進委員会が解散するまでの日とする。

(推進委員会)

第 6 条 推進委員会は、この規約に定めるもののほか、委員会の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

- 2 推進委員会は、委員長が招集する。
- 3 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 委員は、事故その他やむを得ない事由により推進委員会に出席することができない場合は、代理人を出席させ、又は委員長に表決を委任することができる。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 5 推進委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員長は、やむを得ない事由があると認めるときは、書面その他の方法により委員の意見を求め、推進委員会の議決に代えることができる。この場合、第 3 項及び第 5 項の規定は、これを準用する。

(委員の交代及び追加)

第7条 委員長は、委員が所属する団体が、解散、合併その他の事由により消滅した場合は、新たに推進委員会を構成する団体を決定し、当該団体に所属する職員のうちから、推進委員会の承認を得て、新たに委員を任命することができる。

2 委員長は、推進委員会を構成する団体を新たに追加する必要があると認めるときは、当該団体に所属する職員のうちから、推進委員会の承認を得て、新たに委員を任命することができる。

3 委員長は、幅広く市民の意見を聴取する必要性から、推進委員会の委員を新たに追加する必要があると認めるときは、推進委員会の承認を得て、新たに委員を任命することができる。

(実行委員会)

第8条 推進委員会に御堂筋完成80周年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)を置く。

2 実行委員会のメンバーは、推進委員会の承認を得た団体の中から、各団体からの推薦者をもとに、委員長が委嘱することとする。

3 委員長は、実行委員会のメンバーが所属する団体が、解散、合併その他の事由により消滅した場合は、新たに実行委員会を構成する団体を決定し、当該団体からの推薦者をもとに、委員長が委嘱することとする。

4 委員長は、実行委員会を構成する団体を新たに追加する必要があると認めるときは、推進委員会の承認を得て、当該団体からの推薦者をもとに、委員長が委嘱することとする。

5 委員長は、実行委員会の活動を推進するため、実行委員会の委員を新たに追加する必要があると認められるときは、推進委員会の承認を得て、委員長が委嘱することとする。

6 実行委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(実行委員会の任務及び運営)

第9条 実行委員会は、記念事業にかかる事業案を策定し、実行する。

2 実行委員会は、必要事項を推進委員会に報告し、承認を得なければならない。

(アドバイザー)

第10条 第3条に掲げる事業の効果的な執行を図るため、推進委員会のもとにアドバイザーを委嘱する。

2 アドバイザーは、推進委員会及び実行委員会に対し、記念事業に係る事業案について意見・アドバイスをを行うことができる。

3 アドバイザーに関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第11条 記念事業の遂行に必要な事務を処理するため、推進委員会に大阪市建設局及び一般財団法人都市技術センターで構成する事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、大阪市建設局長をもって充てる。

3 推進委員会の庶務は、事務局長が統括し処理する。

4 事務局の組織・運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(会計)

第12条 会計は、次の収入をもって充てる。

(1) 分担金

(2) 協賛金

(3) その他収入

(事業年度)

第13条 事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、事業の開始年度は推進委員会が設立された日に始まることとし、終了年度は推進委員会が解散した日をもって終了する。

(監事)

第14条 委員長は、会計及び事業の適正な執行を監査するため、監事1名を置く。

2 監事は、委員長が任命する。

3 監事は、会計及び事業の執行状況について監査を行い、その結果を推進委員会に報告する。

4 監事の任期は原則として1年とする。ただし、再任を妨げるものではない。

5 監事は、推進委員会の承認を得て退任することができる。この場合、委員長は、速やかに推進委員会の承認を得て、後任の監事を選任するものとする。

(解散及び剰余金の処分)

第15条 推進委員会は、第3条による事業が終了したときは、推進委員会の議決を経て解散する。

2 推進委員会が解散した場合において、剰余金及び残余財産が生じた場合には、大阪市に帰属するものとする。

(守秘義務)

第16条 各委員会の構成員、アドバイザーは、会議等で知り得た情報を漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、推進委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年11月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年2月20日から施行する。

別表 推進委員会組織

組織	団体名及び職名
委員長	大阪市長
副委員長	大阪市副市長
委員	国土交通省近畿地方整備局長
	大阪市北区長
	大阪市中央区長
	大阪市浪速区長
	大阪市経済戦略局長
	大阪市都市計画局長
	大阪市建設局長
	公益社団法人関西経済連合会専務理事
	一般社団法人関西経済同友会代表幹事
	大阪商工会議所会頭
	公益財団法人大阪観光局理事長
	NPO法人御堂筋・長堀21世紀の会理事長
	御堂筋まちづくりネットワーク代表幹事
	ミナミまち育てネットワーク会長
一般財団法人都市技術センター理事長	